

○木村委員長 ただいまから議会改革検討委員会有識者ヒアリングを開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます議会改革検討委員会委員長の木村基成でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議会改革検討委員会での今後の議論に資するため、議会基本条例に知見のある有識者をお招きしてヒアリングを実施いたします。

それでは、本日の講師の先生をご紹介します。江藤俊昭先生でございます。

江藤先生は、現在、山梨学院大学法学部で教鞭をとられるとともに、山梨学院大学大学院社会科学部研究科長、山梨学院大学ローカル・ガバナンス研究センター長を務められております。地域政治論、政治過程論をご専門とされ、地方制度調査会委員、全国町村議会議長会研究会委員、三重県議会議会改革諮問会議会長を務められるなど、各方面でご活躍されていらっしゃいます。なお、お手元の資料に簡単ではございますが、先生の略歴などを記載させていただいております。

これより江藤先生に、議会基本条例と大都市議会に求められる将来像についてご講演をいただき、その後、議会改革検討委員会の委員の方々からのご質問をお受けしたいと思います。

本日の流れでございますが、講演をおおむね40分、その後、質疑を各会派から5分程度ずつで予定をしております。

それでは、江藤先生、よろしくお願いいたします。

○江藤講師 改めまして、こんにちは。今、紹介にあずかりました山梨学院大学の江藤です。よろしく申し上げます。

都議会ということで、かなり大きいよなと思いながら、私は大体市町村、県レベルもやっているんですが市町村が結構多くて、皆さんとはちょっとずれもあるかもしれないんですが、日ごろ考えていることについてお話をさせていただこうかなというふうに思っています。

都道府県議会というと、大体11月ですか、全国都道府県議長会が研究交流大会みたいなのをやっていて、大体、私は分科会の座長ですか、そういうのをやっていたりするので、お会いしている方もいらっしゃるかもしれないんですが、今回、県レベルの議会ということで呼んでいただきました。私は今まで県レベルというと、先ほどありました三重県議会とか宮城県議会だとか、あとは神奈川県議会という、大体都道府県レベルでは議会改革をやっているよというところと一緒にちょっと勉強会をやったりはしているんですが、ここ1年はちょっと寂しかったんですね。呼ばれないから寂しいというわけじゃなくて、呼ばれたところが富山県議会とかですね。あーあ。あともう一つ、山梨県議会とかね。あーあ。

山梨県議会の場合はご存じのように人事ポストをめぐって、3月議会は流会しちゃったって。予算も通さないような議会が何で議会なんだ。前代未聞と私も書きましたけれども、日経新聞など、歴史的な汚点。専決処分なんてもうやめようよと言っている時代に、専決処分はやっぱり必要かなというふうな、そういうことで参考人と呼ばれたりして。あと、それでようやく議会基本条例が制定された、ここに至っています。

富山県議会。あーあ一つと今言われましたから、もう言わなくていいですね。ただ、富山県議会、真面目に勉強するのかなと思ったら、

1週間ぐらい前にメールが来て、1部、2部に分けます。1部は非公開と言うんですね。2部は公開しますから。そんなのだったら行かないというふうに言ったら公開になったという。先ほど事務局にお聞きしましたけれども、ここは開かれた。それは当たり前ですよ。ということで、傍聴の方とかいらっしゃるのかわかりませんが、そういうふうなところで、基本的に私はきょう、レジュメにもあるんですけども、議会というのは住民自治の根幹なんだよというところをまず確認して、その作動を議会基本条例にしっかり書き込むというふうなところをずっとお話しすることになると思います。繰り返しになりますが、住民自治の根幹は議会なんだという、それを作動させるためのルールというのをどういうふうにつくっていくかどうかだということです。

後ほどお話をしますが、住民自治の根幹は議会だというのは私が言っている言葉ではなくて、ご存じのように、今もありましたように地方制度調査会という、首相の法律に基づいた審議会というのはこれだけだと思うんですけども、その中で第26次と第29次の地方制度調査会答申というのがあるんですけども、住民自治の根幹は議会なんだ。でも、そういうふうに作動していないんだよ。こういうふうな答申だったと思うんですけども、こういうことを少し確認しながら、そのルールというのを皆さんとともに考えていきたいというふうに思っています。

それで、さっきのタイトルのところで私、基本条例、市町村が大体一般的にお話をしているので、大きい、特に巨大な都議会、東京都のようなところで議会基本条例というのはどうつくるか。まだ私自身、頭の中で整理されていないんですが、日ごろ考えていること

をお話をするという意味で、「議会基本条例と大都市議会に求められる将来像」という形にさせていただきました。

「はじめに」というふうにしたのは、先ほどちょっとお話をした富山県の議論でありますけれども、やはりこういう議論というのは議員全体が考えることだけではなくて、住民自治の根幹ですから、執行機関も一緒に考えるし、住民も考えていくというふうなことが前提ではないか。繰り返しになりますけれども、議会基本条例は議会にかかわる条例ではないんですね。住民自治全般にかかわってきます。ちょっとお話をすると、住民と議会との関係、そして議員間の関係もあるんですが、執行機関との関係、三者間関係の中のかなり重要な部分を議会基本条例は規定することになります。そういう意味で会議規則とは違って、住民自治のかなりの部分を規定するようになると思いますので、開かれた議論、皆さんがやられている開かれた議論というのはすごく大事なポイントになるのではないですかというのが、「はじめに」のところで書いてあることです。

それで、時間の関係もありますので、40分までですね。40分までですが、算用数字1、2、3と書いてあるのは、最初に議会基本条例とは何かということを少し確認をさせていただきたいということです。議会基本条例は何かというのを、「バクハツとしての議会基本条例」と片仮名で書いてあるんですが、議会基本条例とは何ぞやということをまずは確認したい。その上で、2番目、算用数字の2になるんですが、議会基本条例というのはご存じのように、今から12年前、小さな自治体、1万3,000ぐらいの自治体ですが、北海道の栗山町、夕張の隣のところで初めて制定されたわけです。それから12年たっているわけですね。小さいところだけだったら、小さい

ところに特有なんでしょうという話になりますが、その年に、今から12年前だから2006年のそれは5月でした。そしてその12月には三重県議会が議会基本条例を制定したということで、小さいところだけではなくて、地方議会としてのルールをつくるんでしょう。それを展開を遂げているんですね。その展開をどういうふうに考えたほうがいいかどうかということで、議会基本条例を作動させ、そしてさらなる展開というのが今、今日どうなっているんですかというところにあると思います。その上で、私は日ごろ余り考えていなかったんですが、大都市における広域自治体における議会基本条例というのはどういうものなのかということについてお話をさせていただきたいというふうに思っています。

そこでは変則の議論も恐らくすると思うんですけども、ちょっと結論を言うと、議会基本条例、よく議会にかかわる最高規範だというふうな議論もあるんですけども、通常、最高規範なら組織の原理とか権限というのは入っているんですが、なかなか議会基本条例に入っていないんですね。これは通常、運用にかかわるものというのが議会基本条例なので、そういうふうな歴史的な限界、歴史的な位置なんかも確認しながら、広域自治体における議会基本条例はどういうものかというのを探っていきたいというので、40分までお話をさせていただきたいなというふうに思います。

それでは、まず「バクハツとしての議会基本条例」というふうなところなんですけど、「バクハツ」の2つの意味。私は片仮名で「バクハツ」というふうに書いておりますけれども、1つはもうおわかりいただけるとは思いますけれども、急激なその制定数ですね。制定数です。2006年から今12年。たった歴史的には12年なんですけど、約

800自治体、1,700強ある自治体のうちに約800が、こうした自主的な条例を制定したということです。約4割ですね。こういうことは日本の歴史史上、国がこういう条例をつくれということであればモデル条例があったと思うんですけれども、自主的な条例を自分たちでつくっていて、12年なんて歴史的にはあつという間だと思いますけれども、そうした形で広がったということが1つです。

通常ここで横道にそれるのでやめますけれども、前の宮城県知事だった浅野さんなんかは、私が「バクハツ」と言ったら、当初20しかなかったんですけれども、それで「バクハツ」ですかと言った。私が勝ちだと思っと思っていますけれどもね。余計なことを言いましたけれども。

それでもう一つは、ちょっと今からお話をする、従来とは違った議会運営を明確に規定したということです。従来とは違う議会運営を、その議会基本条例は刻み込んだということ。この2つが私が片仮名でいう「バクハツ」の意味です。

それで、その後者と特にかかわってくることなんですが、住民自治の根幹としての議会ということなんですが、それとかかわる1点目なんですが、皆さんが議事日程の最終日だと思いますが、議決している事件を思い出していただきたいと。それはその条例、もう釈迦に説法だから言いませんけれども、自治体経営における全て重要な権限は皆さんが持っているんですね。これは自治法の96条に書かれています。實際上、日本の中央集権の中で知事だとか市町村長が力を持っていたという、中央集権の中で行政が強い、そして人事権、執行権を持っているというのは重々わかりますけれども、自治法の149というのが知事が持っている権限なんですが、それと比べて皆

さんが議決している権限を思い出していただきたい。すごい権限を持っているわけですね。それはなぜかという、それは住民自治の根幹だからなわけです。先ほど大事だと言いましたけれども、住民自治の根幹だからこそ、万国共通、議会に権限に与えている。それはなぜそういうことが言えるかどうかというのは、議事機関だからです。憲法上、議事機関というのは議会が規定されております。議決機関ではありません。議事機関です。事を議する。ちょっと難しいんですが、議事機関、英語のほうがわかりやすいと思うんですが、デリバレイティブ・オルガンというね。そのデリバレイティブとは討議する機関という、合議体なんですね。合議体だとどうかというと、多様性がある。当たり前のことですね。皆さんにお話ししても、もう一度確認なので多様性、そして議論をすることによって論点が明確になり、そして新たな合意が形成される場合もある。多様性のことを我々は「24の瞳効果」とか、あるいはその論点が明確になる。合意が形成されるというのは「12人の怒れる男効果」とか、いろいろ私なんか授業で呼んでいるんですが、余計わからないとかと言われてますけれども。

もう一つは世論形成なんですね。住民間で議論が分かれる、あるいはわからない人たちが多く、こういうこともあるんですよ。それを選挙という誰しもが認める、選挙で選ばれる人たちは公開の場で議論をするというのがポイントなんですね。それを住民の人たちが見て、私はやっぱりAだ、私はAだったんだけどもBに変える。よくわからないという人たちが自分の意見を発見するんですね。公開の場で議論するというのは議会の存在意義、本質です。そして、これが世論を形成するという事なんですね。多様性、論点が明確

になる、そして世論形成。だからこそ住民自治の根幹と呼ばれ、そして住民自治の根幹だから地域経営において重要な権限を全て議会が持っている。

きょうはやめようと思ったんですが、私は大体研修をやると必ず言っているのは、ちょっと言っちゃいますけれどもね。目を合わせないでくださいとは言っているんですが、「議決の前日、眠れるんですか」というふうな言い方をしているんですね。例えば会計規模で10何兆円、見たこともないですよ。何億だって見たことないですから。それを皆さんが、来年度予算かもしれない、それは長期にわたって決めていることです。政策なんていうのは、ご存じのように絶対正しいものなんてないわけですよ。アングルを変えた。ベターに行くしかないんですが、そこで悩み、苦しみ、そして議決する。だから議決の前日、眠れるんですか。あるいはその半年前、1年前、あいつが反対したから、つい賛成しちゃったけれども、あいつのほうが正しかった。夜うなされて起きることがどのくらいありますかというね。そうした権限の問題だと思うんですね。それを住民自治の根幹としての議会を作動させるということです。

そして、その議会基本条例はそうしたものをどのように作動させるかということなんですが、従来は、従来も地方自治って、日本の場合しっかりしているわけですよ、ご存じのように。憲法第8章に、当時ですよ、地方自治の保障を入れた国なんてほとんどなかったんじゃないですかね。そして第8章、入っています。それを具体的にしたのが地方自治法になるんですが、基本的にここはなかなか難しい。ちょっとホワイトボードが今なくて、探したんですが、なくてよかった。字が汚いものですからね。ご存じのように、住民がいて、

そして議会議員と、それから長、三角形が書かれるわけですね。通常ね。これが日本の地方自治というのは議会議員を選出する、長選出、こういう構成になっています。だとすれば、議会は議会独自の特徴があるわけです。合議体。そして知事は知事で独任制、ひとりで任じられるリーダーシップがあるわけです。同じことをやったら意味がないんですね。だからそれぞれが政策競争しますよと、こういう構成になっているわけですね。そしてそれぞれが違うのであれば、議会として、個々人の質問も大事だけれども、あるいは会派の質問も大事だけれども、議会としての意思を示しますよということであれば、議員間で討議をしながら意思を示していくという、議員間討議の議論がこうした二元性というんですか、議会と長、繰り返しになりますが、それぞれ違うところですから政策競争する、議員間で討議をするという特徴が出てきます。

そしてもう一つは、なかなか東京都ということで、私は余り知らないですが、国政と違うもう一つ大事な違いは、議院内閣制と違うことともう一つ違うのは、住民が政治や行政にかかわるといって、要するにリコール制度もあり、あるいは条例の制定・改廃の直接請求もあるということです。簡単に言えば、直接民主制度があるということなんですね。そうすると住民がチェックする。行政もチェックすると同時に議会のこともチェックする。ちょっとチェックという言葉が強い言葉だとすれば、行政にも、議会にも住民が参加する制度を配置するということだろうというふうに思います。

これの制度設計、住民に開かれ、住民と歩む、議員間討議をする、執行機関と政策競争をする制度というのは、戦後の日本の地方自治法の中でしっかり刻み込まれていたんですが、中央集権制の中でな

かなか、あるいは行政主導の中でなかなか開花しなかったんですね。それが分権改革によって地域経営の自由度が高まり、あるいは、一般的には財政危機の中で、あれもこれもから、あれかこれかを選択するという、これも政治なんですね。政治の重要性の中でようやく開花したことだというふうに思っています。したがって、議会基本条例の存在意義としては、こうしたものを明確に位置づけていくことだというふうに思います。

したがって、これから皆さんが基本条例をつくられる。私は、特に早稲田のマニ研なんかとつき合っていると、いいものはみんなパクっちゃおうよ。TTPというんですか、徹底的にパクるとか言っていますけれども、パクれという話じゃなく、そういう原理を、住民自治の根幹としての議会と、そうした国政とは違う原理をどのように導入していくかがポイントだと思います。

そうすると基本条例の基本的な考え方についてですけれども、今ちょっとエアリーになっちゃっていますけれども、住民と議会の関係でいうと、今まで議会は余り見えなかった。じゃ、前に出ていきましようということで、市町村レベルでは議会報告会というのがかなり広まりました。でも、これだけじゃないんですよ。住民に開かれた議会というのは、住民との懇談会はPTAだとか、いろんな業界団体とかの交流会を持ったっていいわけだし、もうちょっと言えば、議場本体を開放すればいい話なんですね。公聴会や参考人制度を積極的に活用する。陳情、請願の人たちを積極的に呼んだって、代表者を呼んで意見を聞いたっていいじゃないですか。あるいは、最近、犬山市なんかおもしろいのは、傍聴者に市民フリースピーチとって、傍聴者に5分あげますからしゃべってくださいよと。そしてい

ろんな提案をして、議員と交流をして、それを重要なものは政策提言をする。そういうものを住民と議会との関係の中にいろいろ書き込む。議会内外で入れていけばいい話なんですね。

そして議会間はどうするかどうか。一般的には会派をどういうふうに位置づけていくかかどうか、あるいは議員間討議の重要性をどういうふうに位置づけていくかかなどのようなもの。あるいは委員会構成はどうしていくかどうかなんかのものは、そこの中に入れていけばいいことだと思うんですね。そして議会と長との関係でいえば、1問1答方式だとか、それから議決事件の追加とか、あるいは知事が提案するときに、その提案した議案の説明義務と一般的に、これは北海道の栗山に入っていますけれども、コストのこととか、総合計画全体の位置づけだとか、類似政策だとか、あるいは行政内部で落ちてしまった政策も含めて、みんな出せと。本当にそれがベターかどうかを議会が判断しましょう。こここのところの規定を入れ込めばいいわけだね。だから三者間の関係といえますか、住民と議会、議会間、そして執行機関との関係を基本条例に書き込む。そして、議会基本条例とはどういう目的なのか。それは新しい議会のルールを決めることなんですが、同時に住民が政治や行政にかかわるルートを明確にすることでもあるんですね。議会が今まで見えない。ならば、私たちはこういうふうに動くんだということを示すとともに、そして住民がそうした議会にかかわれるルート、チャンネルを明確に位置づける、そういう目的があるわけです。だから、そういうものを書くと同時に、さらにこうした議会を積極的にやるためには、議会事務局や、後で議会図書室を見てすばらしいと思うんですが、議会図書室の充実だとかですね。あるいは最近では東日本大震

災以降は危機管理、災害に議会はどう対応するかどうかなどのような規定をちゃんと明確に位置づけていくというようなやり方だと思います。そういうふうなものがこちら側にずっと入ってくるとね。

だから基本的な、今お話をした住民自治の根幹だということを踏まえながら、三者間関係の中でそのルールを明確にしていく作業が必要なのではないですかというふうに思っています。それが（３）の「議会基本条例の存在意義」として明確化、住民参加も明確化して、三者間関係、今お話をしたようなところを考えていけばいいわけです。これが議会基本条例は一体何か、わかりにくいことはまだあるかもしれませんが、一応そういうことをまずは確認をさせていただいた。議会基本条例とは何かということです。

さて、２番目のところで、議会基本条例の展開と課題というのを、資料１というのがあるんですが、これを読んでいると時間がなくなっちゃうんですね。後で見ていただきたいと思うんですが、基本条例も、もう１２年たちました。そしてそれぞれの条文ごとにいろんなものができてきています。例えば、見ていただきましょうか。この資料１の表にあるんですが、これは先ほどそのエアーというんですか、ここで見ていただいたものを、まず文章化したものです。前文があって、根本規範がありますということ。そして左側のほうに行くと今お話をした３つの要素、原則というふうに言ってもいいんでしょうけれども、開かれたもの、そして議員間討議をするもの、そして執行機関と政策競争するという、さまざまな条文の展開が行われています。１２年もたつと、いろんなところで自分たちに合うような、あるいは自分たちが悩んでいるようなものを条文の中に書き込んでいます。よろしいですか。この表ですね。そして下のところに

は、そうしたものを実現するために、通年議会の議論とか、あるいはそういうものを入れている。右側のところは議会事務局、それから議会図書室なんかの位置づけです。あるいは専門家の位置づけなどについてとか、いろいろ書かれています。そして住民が議員となる環境づくり、そして新たな規定として先ほどお話をしました危機管理。大体議員の方——ここで話すとまた時間がなくなっちゃう——災害のとき地元ですごい頑張っているんですよ。頑張っているにもかかわらず、行政のほうからいうと邪魔だと言われるんですよ。これは何でかという、皆さん、本当に地元で頑張られているんですが、地元の声を聞いて行政に上げようとする、行政の動きがとまっちゃうというんですね。だから、阪神淡路のときは、芦屋市議会って本当にすばらしい動きをしたと思うんですが、毎日9時に議員が集まって、情報をそこで集約して、そして災害対策本部のほうに上げて、議長がですよ。そして、またそれを全体のものにしていくようなことをずっとやられた。それを東日本で余り生かせなかった。私たちの責任もあるんですけどもね。

そういうものをBCPに入れたり、あるいは自治体間連携、そして自治体内分権という、市町村合併で規模が大きくなればなるほど小さな自治が必要なんだということで、自治体内分権みたいなものを入れる。そして基本条例をつくったら終わりではなくて、やっぱり見直しもしなければいけないですよということで、議会基本条例の中に見直し規定を入れているというところですよ。

こうした基本条例自身がそれぞれの実践の中で豊富化をされています。ただ、問題なのは、私はどういう書き方をしたかどうか悩むんですが、議会改革の第2ステージというふうに書きました。レジ

ユメですね。議会改革の第2ステージ、その資料1のところにはそういう書き方もしているんですが、まことに申しわけない言い方をすれば、今皆さんが議会基本条例をつくられるということで、都議会がつくるなんて私は画期的なことだと思うんですけども、議会基本条例はあくまで運営の仕方なんですね。運営の仕方です。住民にとってみれば、そういうことをやっていなかったのと言われる。大事なことはそれを運営の改革だけではなくて、それを実質的な改革へ、住民福祉の向上にどうやってつなげていけるかどうかということが私は大事なテーマだというふうに思っているんですね。だから自治法に書かれて、もともと地方自治にあるものをようやく開花した。これはすごく大事なこと。議会改革の本当の歴史に入ってきた。本史に突入した。でも、それだけではなくて、住民福祉の向上にそれをどうやってつなげていくかどうかの第2ステージの議論がすごく大事になってきているなというふうに思っています。そういう意味で形式をまずすること。それと同時に、それを住民福祉の向上にどうやってつなげていけるかどうかということです。それを議会基本条例の中に政策サイクルという形で、あるいは政策評価として位置づけている議会も最近出てきました。

資料としては資料1の8ページのところなんですが、議会基本条例の条文を幾つか入れています。これはただ単に運営のものではなくて、住民の福祉の向上にどうやってつなげていけるかどうかということで、議決の責任だとか、あるいは政策サイクル、そしてそれを評価を加えていくようなものの条文がその中には入っています。私は今、議会改革の本史の第1ステージから、その第2ステージ、住民の福祉の向上につなげていく具体的な動きだと思います。恐ら

く、私はそのあたりのところ、都議会の動きについては十分知らないところがあるので、一般的な市の動きを少し、私がイメージしている市の動きとして、資料の2というのがあります。

資料の2です。これは長野県の飯田、環境ですごく有名なところですけども、牧野市長ですか、環境で有名なところですが、同時に議会改革でも有名なところなんですね。有名なところですよ。彼らは何をやっているかという、ちょっとイメージ、わかりやすいイメージすると、この上と下があるんですが、下段のほうの議会報告会というのがあります。これは市町村合併に伴って20地区に分かれているんですが、6地区に束ねながら、毎年そこで意見交換をしているんですね。それを踏まえて、自分たちは所管事務調査へ載せますよという。大事なものは所管事務調査に載せますよというふうなことで、それを提言をしたり、質問に活かしていくということを下のところではやっています。特に会津若松なんかもやっているのは、住民の声を聞きながら、それをしっかりと政策提言をしていく、こういう流れですね。

それだけではなくて、上のほうなんですよ、彼らは総合計画を議会の議決にしましたということです。総合計画。地域経営の軸です。この総合計画を議会が議決したんだから、ちゃんとチェックしなきゃいけないよね、こういうふうに考えるわけですね。そしてその考えたのが何をチェックするかというと、皆さんもやられている決算議会、決算をしっかりとやるのが総合計画をチェックすることではないだろうか。9月議会のところがあるんで。この決算をやるためには、決算議案が出てきてからではもちろん遅いし、あるいは全協でも遅いと。それならば自分たちが議論できるような勉強会を少し

やる。その勉強会。ちょっと勉強会って軽くなるんですが、6月定例、第2回定例のときに、何と書いてあるかという、議会報告会における市民意見等に基づく事務事業、最近は施策も含めてなんですが、自分たちで幾つか1常任当たり20項目。私はちょっと多いんじゃないかと言っているんですが、平気ですよと言ってね。そして7月、8月、しっかり自分たちで常任委員会で調査をし、8月に持ち寄ります。そして私は「継続」のBをつけた、この項目で。私はこの項目でC、「縮小」をつけた。それを議員間討議で、委員長がやっぱりうまいですね。さばくんですね。なぜ、あなたはそうなのか、なぜあなたはこうなのか。じゃ、ここでの議論としてはみんなCの「縮小」をつけましょう。理由はこうなんです。それを決算議会の冒頭、基本的に前日ですけれども、委員長報告をしながら、しっかりとそれを全体のものにしてから決算、そしてそれを終わったら、議会としての予算要望を出していくという。そしてそれを踏まえて3月議会で議論するということです。もうこれは10年前にやってきたことで、大体今、議会改革をやっている北海道芽室町、会津若松、それから岐阜県の可児市議会なんかも、みんなこれを、さっきパクっているとありましたが、これを踏まえながら自分たちのカラーを出しているという、こういうものを議会からの政策サイクルと言っているんですね。

私は今、これはこれで飯田で大事なんですが、総合計画を前提に議論する。これはこれで大事なんだけど、前提に議論するというのは執行機関の論理だから、そこだけは注意しようね。総合計画自体も議会として変えるという視点も大事なんだからねというのは、飯田について言っているということです。第2ステージのこういう

ものを動かす条文も徐々に入ってきたというのが、今資料の1の8ページのところで、全体的に議会は評価を行っていきましょうよということを政策立案、自治立法活動、調査活動、全ての事項について議会評価を実施するものとするなんか入っていますね。こういうような形で、雲南市議会なんかは議会からの政策サイクルを入れていくようなものを、そして宝塚市なんかは選挙を意識しているような条文も入れ込んでいるというふうなところで、先ほど言った三者間関係の議論だけではなくて、サイクルとして回していくような議会基本条例というのが大事になってきている。

よく、基本条例をやらなくても改革できるんじゃないでしょうかという人が、皆さんの中にもいらっしゃるかもしれない。できないことはないかなというふうに思いますけれども、あると先ほど言った三者間関係が明確が位置づいてくるわけですね。それをアライバイ条例、それからアクセサリ一条例と揶揄する方もいますけれども、統計上は条例をつくったほうが改革度というのは高まります。条例をつくったほうが改革度は高まります。だから、やらなくてもできるでしょう。本当にやらなくてもできる気があれば、それはやらなくたっていいですけれども、一般論とすれば、基本条例をつくるということは改革を進めていくということだろうというふうに思います。

それでは、2のところの(3)のところで、日本の場合、歴史的な変則なんですよ。例えば自治体の憲法と言われると、どうしても自治基本条例みたいなのがあったり、そしてそれが先行するんですが、数がなかなか増えない。これは議会の条文がほとんどない。これじゃ自治体の憲法と呼べるわけではないんですね。議会基本条例

が制定されて、これだけ広がった。皆さんには失礼かもしれないんですけども、私は住民自治の根幹だから議会に、これはこういうふうに言いたいんですけども、実は違うんですね。議会不信が蔓延したんですよ。蔓延して、そして議会というのはこういうふうに動くんだということを示すことが必要になってきた。もちろん、私が言っているように住民自治の根幹だから示すこと、これはもちろんそうなんですけれども、北海道栗山でも議会不信が蔓延して、しっかりとそれを住民に知らせる必要がある。議会報告会をやったけれども、これを継続してくれと言われた。だからその議会報告会条例をつくろうと思ったんですけども、やはりそれを広げて、議会基本条例にしましたんですよということになると思います。だから、私は自治基本条例の統合というのもすごく大事だと思いますけれども、まずは議会基本条例を制定して、それを住民に知らせていくということがまずは大事。

それから、自治体の憲法とかいろいろ言うのであれば、日本国憲法を見られてわかると思う。組織と権限なんですよ、憲法というのは。でもそれは日本国憲法に書いてあったり、自治法に書いてあったり、条例に書いてあることが多いんですね。今後そういうものを議会基本条例の中に統合するということはもちろん大事なんですけれども、今のところは運営のところを進めていくことがまずは必要かな。だから歴史的に考えて、将来展望すると、原理原則からいろいろんな言い方ができますよ。でも、それは現実的にまずは動かすこと。それが議会改革を進めることであり、住民の信頼を少しでも勝ち取ることができることなのではないかなというふうに思っています。

それでは最後に3番目なんですけど、大都市における基本条例ということで、私はなかなか大都市、特に広域自治体のことについてこののを余り設計はしていないんですね。神奈川県とか三重県のときの後半部分につき合ったぐらいなんですけど、一般的に大都市についてしっかりやってほしかったのは、(1)と(2)で、議会報告会と言ってもなかなか集まらないんですね。だから特定の業界とか何とかとかというテーマを決めてやること、福祉なら福祉とかとやり方をやっぱり考えていかないと、不特定多数でやってもなかなか難しいかなという気はしています。ただ、広域自治体、大都市というのは住民との距離がすごく離れるものですから、かなり積極的に位置づけるという役割はあるんじゃないですかというのが1点です。

それからもう一つ、規模が大きくなると細かな意見もしっかり聞いていく必要があるんじゃないかということで、自治体内分権って、これは大都市、政令市とか、あるいは中核市だとか、先ほどお話をした飯田なんかも地区を20地区、10万人規模ですけれども20地区に分けて、きめ細かな意見を聞いていくという議論をしています。そういうことで、広域自治体ならどういうふうなかかわり合いがあるかどうかということです。

あと2分だけいただきますが、資料として3を出させていただきます。これもちょっと見にくくて申しわけないんですが、広域自治体ということであれば、市町村と同じような自治体なんですね。だから今お話をしたさまざまな議会基本条例に刻み込まれたことは、もちろん先ほど言ったようなところは導入すべきだというふうに思っているんですが、もう一つ、市町村と違うのは広域自治体ということだと思うんですね。この広域自治体のところをどういうふうな

規定を入れ込むのか。まだ私も真剣に扱っているわけではなくて、資料3の130ページのところに表1というのがあるんですが、都道府県の自治基本条例の要素、その規定確認というふうに書いてあるわけですが、これは自治基本条例として、島田さんという、私の大学院で、県の職員の方が私のところの大学院に来て、ちょっと論文で、県レベルこそそういう条例が大事ですよというふうなことを書かれたんですね。これは自治基本条例を書かれたんですが、議会基本条例も活用できるんじゃないかなということで持ってきたわけです。それで市町村との関係でいうと、都道府県は広域自治体なんですね。そうするとその関係についての規定を入れ込む。だから補完機能を入れ込むと同時に、事務処理特例なんかもありますから、そういうふうな市町村との関係みたいなものを位置づけると同時にね。

それから、その議員の方々、これは議論が分かれるかもしれないんですが、日本の都道府県の議会の位置づけ、議員の位置づけというのは定まっているわけではないんですね。人口比でやっていますから、人口でやりますから住民代表という側面もあるんだけど、他方で、今は郡市というのはなくなりましたけれども、市町村を基準にした地区代表的な側面もあるわけですね。そういうふうな両者の側面を議員は持っているわけですが、特に都道府県議会は全体のことを議論すると同時に、きめ細かいその地区代表的な地域の声を聞くとなると、例えば市長、村長、あるいは市町村議会の議長などを審議会として、第2議会なんか呼ぶとちょっと規模が大きくなっちゃいますけれども、そこの中でいろんなものを聞いて、そして政策に生かしていく。恐らくもしかしたらそういう機能を持たれている、もう既にあるかもしれないんですが、そういうふうな協

議の場じゃないんですけれども、意見を聞いていくような、議会としての審議会をつくっていくようなことというのも想定していいんじゃないか。これは1点です。

それから、もう一つは、都道府県議会となると住民からかなり離れるんですね。なかなか参加しにくいということで、積極的に住民参加を入れ込むような条例を、どういう形で入れ込んでいくかとか。もう既に直接請求がいろいろあるんですが、もうちょっと緩やかな形で積極的に住民の声を聞いていくような場所を設けていくというね。テーマ別のものを必ず入れ込む。委員会としてかかわっていくようなものを入れ込むことも大事なかなというのが2点目です。

それから3点目。ローカル・ガバナンスの構築とあるんですが、もちろん皆さんご存じのように、行政が全ての公共サービスを担うわけではありません。したがって、NPOだとか、市町村だとかそういうようなものとの連携が必要になってきます。こういうものの基準を、そうしていろいろ意見を聞いて、そして作動していくような、自治基本条例ですから公共サービスを担うという側面はあるかもしれないんですけれども、議会の場合はそうした人たちとも一緒になって連携をしていくようなものというのですね。これは自治基本条例なんですけど、議会基本条例でも少し応用できるのではないだろうかということで、ここに持ってきた次第です。

ごめんなさい。2分、3分オーバーしてしまいましたけれども、都議会という大きなところ。私なんかは今お話をしたように、地方議会をイメージしているんですが、まさに国一国の議論があって、長期的には通常のほかの地方議会、地方自治体と同じような仕組みでいいかどうかというのはね。しかも選挙のときに政党選挙が行わ

れているようなところで、今の二元代表制みたいなものでいいかどうかとかいう議論は、これはこれでやっていかなきゃいけないかもしれないんですが、今の現実にあわせて住民の福祉の向上をやっていくためには、現行の制度を踏まえながら制度設計をぜひしていただきたい。今後を期待して、まずは私の話を終わりたい。

3分オーバーしました。どうもありがとうございました。（拍手）

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、これより先、余りお時間はございませんが、質問をお受けいたしたいと思います。大会派順にお願いをいたします。

都民ファーストの会、伊藤委員どうぞ。

○伊藤委員 江藤先生、きょうは都議会までお越しいただきまして、ありがとうございました。

先生のさまざまな議会基本条例のバクハツをしてこられた起爆剤かと思しますので、きょうのお話も起爆剤の一つの一日になればというふうに思っております。

特に、ちょっとご質問をさせていただきたいと思うんですけども、東京都の場合、市区町村とちょっと違って、住民の皆さんからも、そもそも東京都の仕事とか都議会の仕事というのはなかなかわかりづらくて、どんなことをしているんだろうというところからスタートしているように思います。ただ、これまでの非常にうまく基本条例をつくられてきた自治体、またマニフェスト大賞なんかでも評価されていた自治体や議会というのは、住民参加型でその報告や評価や、また策定過程も一緒にやっていこう、こういう姿勢をまずとられてきたのではないかなというふうに思っております。

そういう意味では、住民の皆さんにもこれから都議会の役割とか権限というのをお話になったように、ご理解をいただいた上で一緒に改革を進めていくという必要性があるのではないかなというふうに思っているんですけども、この議会基本条例をつくっていく、その議論をしていく過程の中で、確実に都議会の権限、首長との役割分担がこれから問われていくというふうに思っています。

議会基本条例の策定過程の中でも、これから議員提案条例なんかもどれだけ議会の側に権限があるのかということが議論の対象になってくると思うんですが、既にこの議員提案条例なんかでは知事の予算権、予算権もさまざまな権限に分かれてくると思うんですけども、この知事の権限と、そしてまた議会がある意味で規定できる権限との権限の明確化というか、区分というのを少し先生のほうから教えていただければありがたいなというふうに思っています。

とりわけて、都議会の場合は、議会でき上がった条例というのが国の法律に先駆けて、場合によっては国の法律を引っ張ったり、牽引したりするというのも、この間の受動喫煙の条例なんかでも垣間見られましたけれども、まあある例かと思います。そういう意味でも、都のつくる条例というのは非常に大きな意味を持つというふうに思いますので、こうした条例づくりにおける議会と、そしてまた知事の予算等の権限、区分について、先生のご見解をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○木村委員長　お願いします。

○江藤講師　ぜひですね、そして予算。その予算の編成権、一般的に調製権といいますけれども、それから提出権ですかね。これは首長に専属しているというのは法律ですけども。じゃ、議会は何も

その関係でできないかという、私は今までの解釈と若干違うところがあるかもしれないんですが、例えば予算修正だって、かなりできますよね。1円から入っていると膨らましたらいいし、減額だってもちろんできるしね。今まではそれは予算権限を抵触するんだということがありましたけれども、今はもうそんなことないということがわかっていると思いますけれども。

それから、条例についてということなんですが、全く予算と関係をしなない条例というのはどうやってつくれるんですかねと、逆に思うんですけれども、よっぽど理念上でみんな正しくいきましょうよということであれば、それをこの理念条例として、予算と全くかわらないんですけれども、それはかなりこういうことについての宣言をしたり動かしていくというときには予算と絡む話だと思います。それは首長の予算の調製権とそれはバッティングしないかという、よっぽどそれを具体化していくのは、やっぱり首長だと思うんですね。それをどのように作動させていくかどうかというのは議会とチェックをし、そしてよっぽどそれが無視される場合は議会として問題にしていく、あるいはその出てきたことについて、ある程度予算が加味されてきたら、それはそれで評価すると。

だから、現実的にはそのボールをやっぱり投げる必要があるんだろう。通常はその予算とかかわることが絶対できないみたいな解釈と私は全く違って、もうちょっと言いますと、理念条例しかできないわけではなくて、ある程度踏み込んだこと、それを具体的に実施する、そして予算化するのには首長の責任ではないでしょうかというのは、私が思っていることです。

これで、まずはよろしいでしょうか。

ついでにしゃべっちゃ時間がないですね。はい、ないんだ。

○木村委員長 続きまして都議会公明党、上野委員どうぞ。

○上野委員 どうも江藤先生、ありがとうございました。

本当に条例をつくったほうが改革が進むという、こういうお言葉は我々の励みになります。

今、改革検討委員会において、さまざまな項目を検討しているわけでございますけれども、この議会基本条例の中の議会運営の部分に入ってくると思うんですけれども、実は通年議会というものを今、検討に入っているところでございます。この通年議会について、我々は昨年の選挙で当選したメンバーでございまして、その前の期でのあり方検討委員会、その平成25年5月に、実は通年議会の導入についてということで、これについては導入に向けて検討すべきであるという結論に達しております。今回、そういった意味での検討項目に通年議会が入ってございまして、この通年議会についてのメリット・デメリット、それから導入に当たっての注意点と、先生のご意見をお伺いできればという思いでございますので、よろしく願いいたします。

○江藤講師 通年議会といっても、ご存じのように、現行の定例会を1回にして、ずっと動いて、都議会の場合は2月でしたっけ。通常、3、6、9、12というものをやっていって、一応会期というのは定例1回にしているんだけど、今までと同じですよというやり方の通年議会というのが1つです。それから新しく法律上、今から4年ほど前ですか、できたのが、その条例で定例日を設けてということ。だから月、第2何とかの第2火曜日にしますよという、こういうふうなやり方ですけれども、もしこちらでやられるとすれ

ば、恐らく前者のほうの定例1回でやっていくというのが無難なのかなというふうに思っています。

これのメリット・デメリットといいますけれども、大体デメリットというのは執行機関の方が言うんですね。大変になっちゃうと。議員の方もよくわからないと、ずっと議会に縛られるのは嫌だよと言うんですけれども、一般的にはお話をしたように、3、6、9、12というのがあって、これが連続的にできるような形でやりましょうよということです。ちょっと言葉は悪いんですけれども、恐らくこちらの都議会はそんなことはないと思うんですけれども、一般的なことを言うと、閉会中は議会というのは死ん——死んでいると言ったら失礼か。眠っていることになるんですね。これは委員会のみ動けるという制度設計になっているんですが、それを定例1回でずっと、例えば4月1日から3月31日までとかとやっていくと、いつでも議長のほうで立ち上がれるという仕組みになっています。したがって、デメリットがまず私はよくわからないのは、仕事が忙しくなるだろうということなんですけれども、三重県でもそういうアンケートをとったんですが、確かにありました。でも、基本的に議会として仕事を年がら年中動くというのも、ちょっと嫌でしょうと言ったら失礼なんです、いろんな活動をしなきゃいけないんですよ。年がら年中、議会本体がみんな集まってということは議会を本当は弱くしちゃいますよ。だから集中的にやるということが必要なので、誤解がかなりあるということですね。

もうちょっと言えば、三重県議会の場合は、当初2期制にしていたんですが、2会期制にしていたんですが、1回にしたのは、2回でも1回でも同じ、基本的なんです、議員間討議をしっかりとやり

ましようよとか、あるいは住民の声を聞く時間も設けましようとい
うことを、執行機関に対しては余りそういうことはデメリットはない
ということをもまずはお話をして、だから余りデメリットはないん
じゃないですかと。だから恒常的に動くということをもまずは宣言し
て、一般的に言いますと、専決処分がなくなるとか、あるいはその、
専決処分ってまだあるんですよ。

○木村委員長 あります。

○江藤講師 法律を読むと、専決処分というのは179条専決なんて
本当はもうないんじゃないかと思うぐらい専決処分の規定は厳しく
なっているんですが、専決処分がなくなっちゃうとか、あるいは議
長の招集権。毎回、首長が招集するのに対して、議会の権限として
は失礼だろう。それからもう一つ大事なものは、災害時ですよ。災害
時、立ち上がれるという、こういうメリットがあるので、私は余り
デメリットってないんじゃないかなと。ただ、小さいところで言う
と、「先生、必ず通年議会、やらなきゃいけないですか」、「うー
ん、閉会中でも皆さん集まればいいんじゃないんですか」と、ち
よっとラフな言い方をしていますけれども、これだけ大きくなっ
たら、定例会を集中的にやって、1年間動くというイメージを持つ
ということも大事だし、そして通年議会ということを念頭に置くと、
住民のほうも、そういうふうな形で年間どう動いているかというこ
とも一応問題意識を住民の側は持つんではないでしょうかというふ
うに思っていますので、ぜひ通年議会の検討もしていただきたい。

今、あと1点言ったらいいですかというとだめと言われるんです
が、聞かないで今しゃべっちゃいますけれども、もう一つ、今、年
間どう動くかというのは、もう執行機関は年間当たり前なんですよ。

議会も年間どう動くかということを目標を決めるのはもう当たり前なんですけど、ぜひ考えていただきたい。4年間どうするかどうかの議論なんです。皆さんの任期は4年なんですね。4年間、この議会が何を目標にしていくかどうか。私たちはよく通任期制って、通任期、4年間の、ぜひそこの通年議会とともに通任期も議論をしていただきたいというふうに思います。

すみません、余計なこと、しゃべっちゃいました。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは自民党さん、三宅委員どうぞ。

○三宅委員 江藤先生、本日はありがとうございます。

私から2点お伺いしたいんですが、お話がありましたとおり、東京都はすごい人口が多いということで、なかなか先生がおっしゃっていたような報告会みたいなのは難しいんじゃないかなと思います。そうした中、住民の声を本当に反映するような、そういった内容のある条例とするための具体的なアイデアがあれば、ぜひお伺いしたいというのが1点でございます。

○江藤講師 住民参加を充実させるという意味ですね。

○三宅委員 はい。そしてあと資料3のほうで審議会、市町村議会とか議長会とか、そういうのを第2議会というか、審議会みたいな位置づけでやったらどうかということをおっしゃっていましたがけれども、この第2議会と審議会に期待する具体的な役割、また、その議会とその審議会とこの都道府県議会の役割とはどういうふうになっているかということをもう少し教えていただきたいと思います。

○木村委員長 江藤先生、お願いいたします。

○江藤講師 一般的に、住民参加の議論の中で私たち、北海道栗山

が議会報告会から出発したものですから、議会報告会を基底にしながら議会基本条例をというふうな文脈なんですけど、やっぱり大きいところは不特定、あそこは不特定多数の人を集めるというね。これはこれで先ほど言いましたように、議会が見えないというときは必要かもしれないんですけども、やはり大きいところはなかなか難しいですよ。ちょっと言葉は悪いですけども、まずは関心もないし。失礼なことを言っていますね。特定の人だけが来るということもあるので、私は、まずはテーマ別にやることですねと。だから、例えば福祉だったら、福祉団体の人たちとその常任委員会でしっかりと、常任委員会ごとに関係のそういう団体としっかりとテーマを決めて議論していくという作業が必要なんじゃないですか。これは外に出ていくときですね。あるいは、その委員会として呼んだっていいわけです。参考人で呼んだっていいと。

私は、きょうお話をしたのは、外にという議会内外というふうに言ったのは、外に向かって出張で、出前で、そういうことをいろんなところでやるということも1つだし、それから議会内、参考人とか公聴会をどんどんやられることですね。それから陳情・請願なんかの意見を聞くことも今後必要。それを議会基本条例の中にしっかりと刻み込むというね。都議会というのも、国とは違った地方自治体なんだ、そここのところは今までの制度をぜひ生かして。ただ、今までの制度を生かすだけだと何かおもしろみないよね、都議会として住民のほうに行くんだよね。そういうことであれば、時々、先ほどお話をしましたように、犬山市の市民フリースピーチなんて入れてもいいかもしれないし、あるいは長崎県の小値賀町なんかもそういうことをやっているんですね。長崎県小値賀町です。五島列島の

一番北のところですが、小値賀というのは、小さいに、字はにんべんの「値」、賀正の「賀」ですね。そういうふうな新しい規定なんかもぜひ議論していただきたい。

ただ、根本的には新しければいいということではなくて、今まであるような地方自治法に書かれていることをしっかりやることということをもまずは必要かなというふうに思っています。

それから、私は、第2議会じゃないですけども、市町村長、あるいは市町村議会の議長も呼んで、ここでいろんな地区、地域からの声を聞くということが大事かなというふうに思っています。それは今も議員の方々もそこから選ばれて、地区代表的な側面を持っていると思うんですが、その地区についてはその議員を通してだけではなくて、やはり議会として受けとめるということも必要かな。議会全体として受けとめるという、そういう意味で人口比で議員が全体のことを考えるというのがあるんですけども、地区代表の議員もそうなんだけれども、地区のさまざまな特性を踏まえた意見を、議会として受けとめるような制度設計をぜひしていただきたいというので、第2議会というのは、ちょっと私は受けを狙っているだけの話ですけども、制度的には審議会ということですよ。よく自治法上、議会に審議会というのは書いていないもんですから、置けないというふうな解釈がいまだにあるかもしれませんが、三重県議会とか、幾つかのところは議会側に附属機関というのを設置していますので、そういうことを踏まえながら、ぜひやっていただければなというふうには思っているということです。

以上が特徴だと思います。

○木村委員長 ありがとうございます。

続きまして、共産党、大山委員。

○大山委員 先生、どうもありがとうございました。

最初におっしゃっていた、住民自治の根幹は議会で、それを作動させるためのルールをつくるんだということで、本当にそれを私たち、しっかりと受けとめて、議論していかなければいけないなと思っています。

それで、住民の声を聞くということ、それから議員間での議論をするということなんですけれども、私たちはなるべく条例提案を毎定例会ごとにやろうということでやっているんですね。条例提案をすると私たちに対して質疑してくれますから、これも議会、議員間での議論という位置づけでいいのかということと、あと東京都、都議会で、やはりつくっていくという点からいくと、かなり大仕事かなと思うんですが、例えば県レベルでこの基本条例は参考になるようなものがあれば、教えていただければと思いますが。

○木村委員長 先生、お願いします。

○江藤講師 そういうのがあったら、それこそTTPじゃないですけども、パクレと。三重県の基本条例とかもないわけじゃないんですが、早い時期で大幅改正していないんですよ。ここにいる方々がつくれればいいんじゃないですか。それが恐らくできると思いますよ、皆さんみたいな方々がいらっしゃるんだから。

だから概念図としては先ほど言いましたように、国政とは違う地方自治の設計の仕方は、恐らく同じようなことが入ってくると思います。でも、広域自治体はちゃんと意識するということを、やっぱりこの都議会が出発している、とりわけ世界都市の都議会というグローバルの中の地方自治体をどうつくるかというのは、これは

都議会の方々に課せられているんだというふうに思います。私もちょっと考えますけれども、東京都に住んでいるわけじゃありませんので、また考えたいと思います。すみません、答えになっていなくて。

○木村委員長 ありがとうございます。

続きまして民主さん、山口委員。

○山口委員 先生、ありがとうございました。

議会改革の中でこの議論がされ、これから進んでいくわけですが、もはや必然とも言えるような状況にあるんだということを改めて認識をさせていただいたところではありますが、もう伺いたいところはこれまで質問で出てきたところもございますので、視点を変えて、この条例が必要だということはもう恐らく日本中の議員が、議会が認識をしてきているところだと思いますが、なぜそこに踏み込めない議会がこれだけまだ多く残っているのかと。また、どういう障害を議会は乗り越えていけば制定に結びついていくのか。そこが恐らく制定にたくさん携われてきた先生だからこそ見えてこられている視点があるかと思しますので、どうかそこを教えていただければと思います。

○江藤講師 すごく大事なご質問ですね。私なんか答えられない。

私もわからないんですけれども、皆さんはどう、ここにいらっしゃる方はそう思わない。今言われたように、みんなわかっているからということなんでしょうけれども、やりたくない人もいますですよ。昔の議会のほうがいいよとね。こんな議会基本条例、新しいルールをつくられると、私は当たり前ですよと言っているんですけれども、そういうふうに作動していなかったんだ。そうすると、これは

当たり前前の規範なんですよ、ルールなんですけれども、人によっては、何でそう縛られなきゃいけないのかと言うんですけれども、住民自治に縛られるのは私なんか当たり前だと思うんですが、そういうのが嫌ですよというのが、そういうのをいろんな言い方をする方もいらっしゃるんですね。だからなかなか進まないのかな。

今、議員が言われたような人たちが本当に増えたら、それこそ議会基本条例はもっとあつという間に進んだかもしれないし、あるいは私が言っているバージョンを、ちょっと違うバージョンをそろそろつくれたでしょうけれども、ぜひ、お答えにならないと思いますけれども、なかなかそこまでは現実に作動していません。それは議会議員が変わる。ネットワークをして、議会議員が変わることとともに、やっぱり主権者である住民も変わっていかなくちゃいけないのかなと。

ちょっと横道にそれるようなんですけれども、主権者教育って盛んに行われている。これは、ただ単にパンフレットをつくって配るだけではない。総務省とか文科省はそうなんです、都議会が高校にめぐって、そしてその主権者教育。今、高校のほうは政治的中立性が何かで、やっぱり主権者教育は怖いんですね。だからそういうのを積極的に言って、議会とは何ぞやというようなことを知らせる。その教科書にも私は基本条例はなると思うんですけれども、ちょっと横道にそれましたけれども、議会議員がネットワークをやって広げていくと同時に、主権者教育の重要性というのも1つあるかなと。

それから、ごめんなさい。今、昔のほうがよくいった議員が足を引っ張るといふのはあるんですが、栗山もそうなんですけれども、三重県議会もかなり長老議員が頑張っちゃったんですよ。頑張

っちゃったというとな変な言い方ですけども、長老議員が「今まで私たちはばかにされていた」と言うんですね。議会というのは本来は権限があるのに、それをしっかりやっばり作動させなきゃいけないということで、議会改革をやり、基本条例をつくってきた。それがやっばり従来のほうがいいよというふうに言っている人たちがまだいて、それをどうしようかな。今、議員の先生が言われたように、その辺も私も悩みなんです。だから、私の本を読めよという言い方をしているんですが、そういう人に限って読まないという悩みもあります。

すみません、余計なことを言いました。

○木村委員長 ありがとうございます。

お時間の関係もございまして、質問はここで終了させていただきたいと思います。

江藤先生におかれましては、大変貴重なお時間を割いていただきまして、議会基本条例に関し有意義なお話を伺いました。まことにありがとうございました。

江藤先生に、いま一度大きな拍手をお願いいたします。（拍手）

以上をもちまして、議会改革検討委員会有識者ヒアリングを終了いたします。

本日はまことにありがとうございました。